# 特別交付税のイロハを学んで 災害対策、病院事業、地方バスの財源を考察

中川 博一 (東海自治体問題研究所理事)

# はじめに

特別交付税をテーマに論じるということは、 地方自治体の歳入のことを取り上げるという ことになります。

立命館大学の森裕之氏が、最近書かれた「市民と議員のための自治体財政」(2020自治体研究社)の中で自治体の歳入について「議員の方や住民の方が自治体財政に関心を持つ場合でも『子育て支援をしたい』『教育を充実させたい』『市街地の再開発をすすめたい』といった自治体の歳出に関心が向くのは当然で、それに対して歳入のほうは、地域の暮らしに直接関係するものではないので強い関心をいだく方は少数ではないか。そのため歳入に関する理解についてもおろそかになる傾向がある」(要約)と述べています。

時を同じくして、東海自治体問題研究所では保育士さんたちと「公立保育所の財源問題に関わる研究会」を立ち上げ「保育の一般財源化」に関する研究活動をすすめています。 これも歳入に関するものですが、こちらは地方交付税のうちの普通交付税に関するものです。

このように、歳入の問題に目を向けることは、財政の仕組みを理解し、地方財政の本質に迫るのではないかと思います。

特別交付税は、ともすると災害対策のためだけに自治体に交付される財源であると思いがちですが、実際には、地方バスや病院事業など地域の様々な課題に対応する交付金となっています。

今回、特別交付税をテーマに論考をまとめてみようと思ったのは次の二つの理由からです。一つは、東海自治体問題研究所会員の方から、それも複数の方から地方バスに関する「特別交付税」関連の資料提供をうけたことによります。この資料を読んでいくと、私たちが知りえていない事実が多くあり、生活のための公共バス拡充のための運動に大いに役立つと思ったからです。

もう一つは、自治体病院の経営分析としては特別交付税交付金の算定が財源問題として重要な意味を持つわけですが、この算定の仕組みをこの機会に解明したいと思ったからです。病院分析に関しては金川佳弘著「地域医療をまもる自治体病院経営分析」(2008自治体研究社)を活用して、今までもいくつかの公立病院の経営分析をしてきました。その中で、自治体からの繰入金として特別交付税の算定額に注目するわけですが、その算定額の変化をつかむ術を持ち合わせておらず、忸怩たる思いがありました。今回、そのことについても明らかにすることができました。

こうして二つのテーマである地域医療の確保と地域交通の確保に関する財源問題は書き終えましたので、これで終了と思っていました。しかし、残念ながら特別交付税の全容を解明していないことに途中から気がつきました。そこには、特別交付税の中の特殊財政需要の問題がありました。今回、この問題についても迫ることにしました。

本稿の内容はつぎのようになっています。

1では特別交付税とは、そもそもどういうも のかを明らかにしました。2では特別交付税 の算定式や算定項目と財源規模について述べ ながら、特別交付税は災害のためだけではな い特徴をもっていることを明らかにし、3で は特別交付税の算定事例として、地方バスや 公立病院について瀬戸市ではどのように算定 されているのかをみました。4では特別交付 税の算定項目の中の特殊財政需要を分析する 中で、特別交付税の全容を明らかにしました。 5 では特別交付税の資料収集の方法について 案内しています。そして最後にまとめとして 地方財政の仕組みを理解することの大切さと 特別交付税の課題について述べました。

### 1. 特別交付税とは

特別交付税は普通交付税と同じく、所得税・ 酒税・法人税・消費税の一部と地方法人税を 財源とした地方交付税の一部で、総額の94% に相当する額が普通交付税、6%に相当する 額が特別交付税になります。

普通交付税が「財源不足額」を基準に配分 されるのに対して、特別交付税は「特別の財 政需要」を基準に配分されます。この特別交 付税は主に災害のための交付金と思われがち ですが、自治体の財源としては意外なものに も充てられています。ここでは、そこに注目 しながら特別交付税の全容を明らかにしてい きます。

# 2. 災害のためだけではない特別交付税

# 1) 特別交付税の算定項目と算定式

特別交付税の算定式や算定項目は、地方交 付税法では具体的な方法は示されておらず、

「特別交付税に関する省令」で定められてい ます。算定項目には、①災害など、自治体の 財政事情に関係なく確保の必要となる特定項 目や、②普通交付税の算定対象であるが、算 定時期等の技術的理由などにより特別交付税 で算定している準特定項目、③この2つの項 目以外の一般項目、4公営競技を持つ自治体 や財政的に余裕があるという自治体に対して の減額項目が設定されています。

こうして、特別交付税は自治体ごとの特別 な財政需要を考慮して12月と3月に決定され て交付されます。基本的には災害時の臨時的・ 突発的な経費や普通交付税の算定時には捕捉 困難な経費などに配分されています。

# 2) 毎年の特別交付税の交付金は約1兆円

表1は特別交付税の過去6年間の推移を表 したものです。

特別交付税の算定方法は道府県分と市町村 分に分かれ、また交付月も12月交付分と3月 交付分に分かれて交付項目が定められていま す。2020年の全国の特別交付税額は9,957億 円でした。また2015年から2020年までの交付 総額は1兆円を前後しており、極端な変化は 見られません。

〈表1〉 特別な付税な付額の堆移

(単位:億円)

<u> </u>	11 // / II 1	九人 门 氓 少		(十四:1011)			
		2015	2016	2017	2018	2019	2020
		H27	H28	H29	H30	R元	R2
12月	道府県分	785	1,434	849	1,018	913	755
12月   交付額	市町村分	2,113	2,139	1,935	2,238	2,286	2,084
人门识	合計	2,898	3,572	2,784	3,256	3,199	2,839
3月	道府県分	578	571	641	616	948	790
3月   交付額	市町村分	6,577	6,387	6,372	6,433	6,511	6,328
人门识	合計	7,155	6,957	7,014	7,049	7,459	7,118
	道府県分	1,364	2,004	1,490	1,634	1,861	1,545
交付総額	市町村分	8,689	8,526	8,307	8,671	8,797	8,412
	合計	10,053	10,530	9,797	10,305	10,658	9,957

出所)総務省「報道資料」より作成

.....

<u> &lt;表2&gt; 特別交付税の主な算定項目の推移</u>					()	単位:億円)
12・3月の交付総額	2015	2016	2017	2018	2019	2020
12.3月の文刊 秘領	H27	H28	H29	H30	R元	R2
除排雪関連経費	308	402	654	453	204	680
地域医療の確保(公立病院等)	1,110	899	944	950	955	1,045
地域交通の確保(地方バス、離島航路、地域鉄道支援)	597	601	632	701	722	656
公営業の経営基盤強化(上下水道)	409	423	425	420	426	314
消防・救急	231	212	210	213	216	192
災害関連経費(熊本地震、台風第10号等)	344	1,280	526	1,141	1,471	671
うち熊本地震復興基金の設置	新規	510	-	-	ı	ı
鳥インフルエンザ	-	-	-	-	1	42
新型コロナウイルス感染対策	-	-	-	-	15	-
豚・アフリカ豚熱対策	_	-	-	-	90	ı
計	2,999	4,327	3,391	3,878	4,100	3,600

出所)総務省「報道資料」より作成

表 2 は特別交付税の主な算定項目の推移を 示したものです。2020年の「地域医療の確保」 という項目では1,045億円が交付されていま す。特別交付税全体の中では一番多く、全体 の約1割以上を占めています。続いて、「除 排雪関連経費」680億円、「災害関連経費」6 71億円、「地域交通の確保」656億円が交付 されています。その中では「地域交通の確保」 が2015年からの推移として600~700億円と持 続的に交付されているのが特徴的です。「地 域医療の確保」と「地域交通の確保」につい ては次節で瀬戸市を事例として交付の内容に ついて検証します。

## 3) 災害関連費について

「災害関連経費」の特別交付額は2015年が 344億円、2016年1,280億円、2017年526億円、 2018年が1,141億円、2019年が1,471億円、20 20年が671億円でした。この6年間の推移を見

ても大きく変動していることがわかります。 また、特別交付税の総額からして、思ってい たほどの大きな額ではないということもわか りました。

「1. 特別交付税」の冒頭で地方交付税の 総額に対して普通交付税が94%、特別交付税 が6%であると述べましたが、実際は自然災 害などに伴う補正予算が組み込まれることに よって変動します。地方交付税額の交付額を 調べてみたところ2015年と2017年は大きな自 然災害が無かったので特別交付税の割合は6 %でしたが、2016年度は6.3%、2018年度は 6.4%、2019年度は6.5%となっていました (各年度の都道府県決算状況調べ」「市町村 決算額調べ」より調査。2020年度は未発表)。

# 4) 震災復興特別交付税について

東日本大震災の被災者救援の財源確保を目 的に「東日本大震災からの復興のための施策

<表3> 震災復興特別交付税交付額の推移

(単位:億円)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020
		H27	H28	H29	H30	R元	R2
震災復興	道府県分	677	656	333	357	652	554
特別交付税	市町村分	1,346	1,168	824	850	816	537
3月交付額	合計	2,022	1,823	1,158	1,208	1,468	1,091
震災復興	道府県分	2,486	2,246	2,245	2,063	2,004	1,717
特別交付税	市町村分	1,381	807	980	1,031	1,162	1,199
他月交付額	合計	3,867	3,053	3,225	3,094	3,166	2,916
	道府県分	3,163	2,902	2,578	2,420	2,656	2,271
交付総額	市町村分	2,727	1,975	1,804	1,881	1,978	1,736
	合計	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007
					出記/ %	次少「却'''	料」 トルル式

出所)総務省「報道資料」より作成

H27

4.801

414

375

734

2016

H28

4.184

313

371

434

直轄・補助事業に係る地方負担額

地方税等の減収額への補てん

中長期職員派遣・職員採用・風評被害対策等

単独災害復旧事業費

<表4> 震災復興特別交付税の主な算定項目の推移

(単位:億円) 2017 2018 2019 2020 H29 H30 R元 R2 3.695 3.594 3.992 3.341 348 213 192 180 389 344 308 250

383

出所)総務省「報道資料」より作成

389

439

を実施するために必要な財源の確保に関する 特別措置法」(以下、復興財源確保法)が、 平成23年12月2日に公布・施行されました。 その際、地方の復旧・復興事業の財政収支に ついては、通常収支と別枠で経理することと して、東日本大震災復興特別会計が創設され ました。この復興特別会計の歳入は国の一般 会計からの受入と復興特別税、復興公債金等 から成り立っています。こうして復興特別会 計から被災した地方自治体に交付されるのが 震災復興特別交付税です。

本来であれば特別交付税で賄わなければな らないものですが、災害規模が大きく特別交 付税では賄いきれないこともあって復興財源 確保法が成立したということになります。

表3は震災復興特別交付税交付額の推移を 示したものです。交付総額は2015年度に5,8 89億円であったものが2020年には4,007億円 まで下がってきています。表4は震災復興特 別交付税の主な算定項目です。そのほとんど が災害復興のために復旧事業を行う地方自治 体への交付金となっています。

# 3. 特別交付税の算定事例 - 瀬戸市の場合

426

特別交付税の算定項目の中で、配分率が高 い地域医療と地域交通に注目して、瀬戸市を 事例にして検証します。

# 1) 地方バスに係る地方財政措置

地方バスに係る地方財政措置とは、地方バ スの運行に当たって、赤字となった欠損額に 対して、その8割を特別交付税によって補て んするという制度です。地方バスに関する資 料は瀬戸市の「令和元年度特別交付税(3月 算定分)交付額一覧表」「地方バス路線運行 維持対策に要した経費に関する調」がありま す。この資料をもとに作成したのが表5の 「2019年度瀬戸市の地方バス特別交付税」で す。この表を解説すると次のようになります。 ①瀬戸市の地方バスに関しては地方バス補助 事業分と地方バス単独事業分に分かれている ことが分かります。②補助事業分では費用 195,011千円から収入 94,002千円を差し引き、 さらに国からの補助金 6,394千円を差し引い

く表5>	2019年度瀬戸市の地方バス特別交付税	(単位:千円)
\ 4Y U /	- ZU   3 千 /ラ /AI /C   11 V/ JI!! / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	(十四・111)

<u> </u>	MR( / 「   マンドロフェ・マト    1 /  1 /  1 /  1 /  1 /  1 /  1 /								
	費用	収入	国庫補助金	欠損額 (基準額)	交付額	自治体 持出金			
	Α	В	С	A-B-C=D	D×0.8	D × 0.2			
地方バス補助事業分	195,011	94,092	6,394	94,525	75,620	18,905			
地方バス単独事業分	63,285	9,492	0	53,793	43,034	10,759			
合計	258,296	103,584	6,394	148,318	118,654	29,664			

注)特別交付税の他の事項には財政力指数による補正がありますが、地方バスにはありません。 ([特別交付税 に関する省令」で確認)

出所)瀬戸市「令和元年度特別交付税(3月算定分)交付額一覧表」 瀬戸市「地方バス路線運行維持対策に要した経費に関する調」

くまらう	亚成30年度~今和2年度	病院事業関係特別交付税措置単価
< ax 0 /	<b>一一大人,一一大人,一一大人,一一大人,一一大人,一一大人,一一大人,一</b>	" " " " " " " " " " " " " " " " " " " "

		平成30年度		令和元年度		令和2年度				
	区 分									
			区 分		区 分		単	価	単	価
						(千円)		(千円)	(千円)	
			100床未満	第1種		1,408		1,549	1,312×稼働病床数+23,700	
	不採質+	地区病院	100从木凋	第2種		939		1,033	875×稼働病床数+15,800	
	1.11¥ <del>21</del> 7		100床以上	第1種	1,408×調整	1,408×調整後病床数 1,549×調整後病床数		1,549×調整後病床数		
			100/4/01	第2種	939×調團	<b>整後病床数</b>	1,033×調整	後病床数	1,033×調整後病床数	
	不坯質+	地区中核病院	<b>≐</b>	第1種	-	-	-		1,549×調整後病床数	
	小江大岩,	也位于核构的	T.	第2種		-	l		1,033×調整後病床数	
病	結	核	病	床		1,633		1,633		
床	精	神	病	床		1,523		1,523	1,523	
割	IJ	ハビ	リ 病 院			310		310	310	
			第 1 種			5,305		5,305	6,500	
	周産期	阴医療病床	床第2種			4,245		4,245	5,200	
		第3種				2,805		2,805	3,435	
			第 4 種			2,243		2,243	2,750	
	小	児 医	療 病	床		1,267		1,267	1,575	
	感	染	床 病	床		4,251		4,251	4,251	
	救 命	救 急	センタ	_		154,289		154,906	192,700	
	小児	救 急 医	療提供物	苪 院		8,912		9,144	11,375	
	共済	追加費用	県	分	_	131	_	110		
	(対象耶	職員数当り)	市町	村 分		67		56	56	

出所)総務省自治財政局「公立病院に係る地方財政措置」より

#### <表7> 2019年度 瀬戸市の病院事業関係特別交付税措置単価

(単位:円)

(A) 2010年度 极广中 0 网络手术员保持办文的优殖直手画								(半位・口)
区	分	単 価	数量	基準額 A (注1)	繰出額	財政力指数に よる補正 B (注2)	瀬戸市算入割合 (一部事務組合) C (注3)	交付額 A×B×C
結 核 医	療 経 費	1,633,000	25	40,825,000	61,300,000	0.5	0.755	15,411,000
救 急 医 療	確保経費	154,906,000	1	154,906,000	483,500,000	0.5	0.755	58,477,000
,	医療病床 [中治療室)(注4)	5,305,000	6	57.075.000	82.500.000	0.5	0.755	21 546 000
	医療病床 治療室後方病室)(注5)	2,805,000	9	37,073,000	82,500,000	0.5	0.755	21,546,000
小児医療に	こ要する経費	1,267,000	39	49,413,000	74,200,000	0.5	0.755	18,653,000
感 染 床	医療経費	4,251,000	6	25,506,000	38,300,000	0.5	0.755	9,629,000
繰出額合計額→				739,800,000		合計	123,716,000	

#### 瀬戸市の病院事業関係特別交付税額↑

出所)総務省自治財政局「公立病院に係る地方財政措置」、瀬戸市の「令和元年度特別交付税(12月算定分)交付額より作成

- 注1) 特別交付税算入方法—基準額又は繰出額×0.8のいずれか少ない額。瀬戸市の場合は全区分とも基準額が適応される。
- 注2) 指定都市及びその他市町村については、財政力指数が 0.8 以上の場合は 0.5 を、0.5 以上 0.8 未満の指定都市及びその他市町村にあつては6分の11から当該指定都市又はその他市町村の財政力指数に3分の5を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を、0.5 未満の指定都市及びその他市町村にあつては 1.0 を乗じて得た額とする。
- 注3) 一部事務組合のため、瀬戸市の負担割が0.755ということ。
- 注4)(第1種) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は 総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等」という。)の有する病床。
- 注5) (第4種) 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床。

た分が欠損額 94,525千円になります。③単 独事業分では費用 63,285千円から収入9,492 千円を差し引いた分が欠損額 53,793千円に なります。④補助事業分と単独事業分の欠損 額を合算したものが特別交付税算定の基準額 148,318千円になります。 ⑤特別交付額は基 準額148,318千円に補てん率0.8を掛けた118, 654千円になります。なお、算定方法の中に は財政力指数よる補正が行わる場合がありま すが、地方バスでは財政力指数による補正は ありませんでした。

この結果、瀬戸市の地方バスに関する事業 費に要した費用は258,296千円かかりました が、自治体の持ち出し金は148,318千円(欠 損額) -118,654千円(交付額)=29,664千円 で、約3千万円であったということになりま す。

## 2) 公立病院に係る地方財政措置

特別交付税で公立病院への財政措置がされ ていることはあまり知られていません。自治 体病院の経営悪化で地域医療の崩壊が現実の ものになりつつあるときに、こうした財源を 知らずして統合・廃止の議論を進めることは あまりにも無謀と言わざるを得ません。そう した意味でも正しい理解に努めたいものです。 特別交付税の措置単価は毎年少しずつですが 変化はしていると思っていました。しかし、 その措置単価の出所先がみいだせずにいまし たので、その変化を把握することができませ んでした。それが、今回、この原稿を書くに 至って、やっとのことで、その資料を総務省 HPから探し出すことができました。次の特別 交付税の資料収集でアクセスの方法を示しま

したので参考にしてください。

表6は過去3年間の措置単価の推移です。 結核病床や精神病床、リハビリ病床、感染症 病床の措置単価に変化はありませんが、その 他は大きく変わってきています。

次に瀬戸市の措置単価がどのように算定さ れているのかを検証します。

表7は「瀬戸市の病院事業関係特別交付税 措置単価」の表です。

まず、この表から結核医療経費を見てみま しょう。単価は163万円です。病症が25床あ るので単価×病床数で基準額は4,082万5千円 になります。次に瀬戸市の一般財源からの繰 出金が6,130万円と表示されています。ここ で、基準額4,082万5千円と繰出額6,130万円 ×0.8=4,904万のどちらか少ない方の選択と なるので、基準額4,082万5千円の選択となり ます。次に財政力指数での補正があります。 瀬戸市の財政力指数は0.8以上なので基準額 に0.5を乗じることになっています。そして 最後に一部事務組合としての算入割合をかけ ます。瀬戸市の公立病院は一部事務組合の公 立陶生病院です。一部事務組合は瀬戸市と尾 張旭市、長久手市の三市で構成されています が、瀬戸市の算入割合は0.7555となっていま す。こうして算定された交付額は1,541万1千 円となります。これと同じように救急医療確 保経費から感染症医療経費までの5項目を含 めて合計したものが瀬戸市の病院関係特別交 付税額1億2,371万6千円となります。

なお、公立病院に係る地方財政措置として は普通交付税でも算定されています。表8に は普通交付税の算定額を示しましたので参照 してください。

<表8> 普通交付税算定額

	Providence Control Con								
区分	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度							
病床割	745千円×稼働病床数	735千円×稼働病床数							
救急告示病院分	1, 697千円×救急病床数+32, 900千円	1, 697千円×救急病床数+32, 900千円							
事業割	病院事業債の元利償還金の25%	病院事業債の元利償還金の25%							
<b>学</b> 未刊	(元利償還金1/2について、一般会計から繰出)	(元利償還金1/2について、一般会計から繰出)							

# 4. 政治家や官僚の影響をうけやすい特別交 付税の不思議

# 1)特別交付税の算定の仕組みをひも解く

表2の合計額をみて不思議に思いました。 表1の交付総額に比べて主な算定項目の合計 額があまりにも少ないのです。令和2年度の 交付総額は9,957億円ですが、表2の主な算 定項目を合計しても3,600億円と36%にしか なりません。もう一つの不思議は、特別交付 税は政治家や官僚の影響を受けやすいという ことがいわれています。どうして影響される のか。この二つの不思議を解明するために、 特別交付税の算定の仕組みをひも解くことに します。

# 2) 算定方法にはルール分と特殊財政需要分 とに分かれる

特別交付税の算定構造はルール項目と調整 項目とに分かれています。そしてこの調整項 目こそが特殊財政需要分になります。12月算 定の特別交付税はほとんどがルール項目です。 また、12月に交付する額は特別交付税総額の 3分の1以内(交付税法第15条2項)と規定 されています。12月算定では2019年度では17 3項目にわたります。地域医療の確保(公立 病院等)は12月のルール項目に入っています。 3月算定ではルール項目と調整項目(特殊財 政需要分)があります。3月算定では2019年 度で192項目にもわたります。地域交通の確 保(地方バス等)は3月算定のルール項目に 入っています。ルール項目は省令に算式まで 記載されており、地方自治体からの要求額に 対して、満額交付されるようになっています。

# 3) 特殊財政需要分とは何か

問題は特殊財政需要分です。特殊財政需要 分は省令の第5条「市町村に係る三月分の算 定方法」でや、附則などで規定されています。 算式は示されていません。各項目の多くには、 末尾に「特別の財政需要があること」が記載

されています。政府資料で特殊財政需要分に ついての資料を探しても見つけ出すことは困 難でした。前述の二つの不思議を明らかにす ることも壁にぶつかりました。

## 4) 特殊財政需要の研究

先行研究では特別交付税に関する研究は、 もともと少ないのですが、その少ない論考の 中では、災害対策と並んで、この特殊財政需 要に関する研究が多いです。その理由として は、特別交付税の資料がほとんど開示されな いこともあって、自治体間の不平等感や不透 明感が根底にあるのではないかと思われます。 先行研究としては中村稔彦(2021)「市町村 に対する特別交付税の手続き・配分方法とそ の運用実態」『自治総研』通巻507号に注目 しました。

その理由としては、総務省自治財政局財政 課、各都道府県市町村課及び各市町村財政課 の担当者への数百回にも及ぶヒアリングやア ンケート結果や未公開であった資料をもとに、 次の2点について明らかにしていることです。

一つは近年の特別交付税の総額の推移と市 町村の配分割合を明らかにしていること、も う一つは、総務省と自治体とのやり取りの中 で、特殊財政需要の交付税額が決定していく 様子を明らかにしたことです。

そして、この結果、特別交付税の全体像を つかむことができました。

# 5) 特殊財政需要分(勘案分)の配分方法

中村氏の論考で明らかになった特別交付税 の総額の推移と市町村の配分割合は次の通り です。

- ①特殊財政需要分の割合は、2019年度が49.6 %、2018年度が51.0%、2017年度が57.5% と 市町村分の特別交付税総額の概ね半数 を占めていました。
- ②市町村からの要望額に対する交付割合は20 19年度が15.9%、2018年度が16.2%、201 7年度が18.2%でした。

この結果を見て、特別交付税全体の中で特

殊財政需要分が半数を占めることに整きまし た。また要望額に対する交付率が18.2%であ ることについては、その要望の多さにもびっ くりしました。

ここに政治家や官僚の影響はないのか、総 務省と都道府県、市町村との関係がどうなっ ているのかの問題点があるように思います。

# 6) 総務省と自治体とのやり取りと問題点

次に、もう一つ、この論考の中で注目した 総務省と自治体とのやり取りについて、その 内容を紹介します。要約すると次のようにな ります。

特別交付税は普通交付税以上に総務省財政 課と都道府県市町村課、市町村財政課の間を 数字(表や資料)が行き来しながら、確定さ れていく、決定されていくという特徴をもっ ています。特殊財政需要分の交付額の実質的 な決定権者は、大都市・都市分と各都道府県 分は総務大臣、各町村分は都道府県知事となっ ています。その配分方法については、総務省 財政課と各都道府県市町村課がそれぞれ決定 しています。ただし、その配分方法について は、長野県や東京都を除けば、すべて非公開 となっています。先述した要望金額の多さは、 こうした関係機関とのやり取りの中で生まれ たものと推察されます。

論考の執筆者は、こうした状況を踏まえて、 「市町村財政課の担当者が、特別交付税の 要望額をできるだけ積み上げるというような

<表9> 特別交付税額へのアクセス

総務省HPトップページ

「総務省の紹介」に続く「広報・報道」へマウスを移し「報道資料」をクリック

「報道資料一覧」に移る

ここで〇〇年と〇〇月を入力。

(例)「2021年」と「3月」と入力

「報道資料一覧:〇〇年〇〇月」に移る

発表日順に内容が羅列している。

自治財政局の「〇〇年度特別交付税交付額の決定」を選択しクリックする

「〇〇年度特別交付税交付額の決定」画面に移る

「報道資料はこちらから」をクリック

#### 報道資料「〇〇年度特別交付税交付額の決定」に移る(了)

注) 「報道資料一覧」では12月は「○○年12月」を入力し「12月交付額の決 定」をクリックする。3月は「○○年3月」を入力し「3月交付額の決定」と 「震災復興特別交付税交付額の決定」をクリックする。

交付額の獲得努力をした場合、その努力は報 われる可能性が高いということである。とり わけ、制度上でも、省令第8条第1項第5号 の『その他財政需要等』で、市町村の意向で 無制限に項目を挙げる、要望額を積み上げる ことができるようになっており、それを支え ているといえよう。このことについては、総 務省財政課をはじめ、40道府県が、程度の差 こそあるが、獲得努力が報われる可能性があ ることを認めている。」とまとめています。

## 5. 特別交付税の資料収集

特別交付税に関する資料はどのように取得 するのでしょうか。取得の方法は総務省ホー ムページや資料文献と自治体への資料請求と いうことになります。次に特別交付税に関す る資料取得までのアクセスについてご案内し ます。

# 1) 特別交付税交付額総務省IPへのアクセス

特別交付額も総務省HPから調べることがで きます。表1の「特別交付税の推移」は総務 省HPからデータを取得して作成しました。総 務省HPから特別交付税額へのアクセスは表り に示した通りです。特別交付税は「報道資料」 で発表しているようです。12月の交付額分と 3月の交付額分があるので、12月と3月の報 道資料にアクセスして資料を取得しました。

また、震災復興特別交付税も総務省HPの 「報道資料」で各年度の震災復興特

> 別交付税交付額をみることができま す。この資料へのアクセスは**表9**と 同じになります。発表日が3月なの で3月の報道資料から選択して「○ ○年度震災復興特別交付税交付額の 決定」をクリックすれば資料にたど

# 2)「特別交付税に関する省令」への アクセス

り着きます。

特別交付税の算定費ついては、基

本的には「特別交付税に関する省令」に規定されています。この省令は12月分と3月分の算定に合わせて、年に2度改正されます。改正の頻度が多いためか、総務省HPの政府資料からは探すことができませんでした。しかし、Web検索で「特別交付税に関する省令」と入力すれば、いくつかの民間運営のHPサイトに入って全ての条文を見ることができます。また、資料文献としては一般財団法人地方財政協会発行「地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)」がありますが、その中に付録として「特別交付税に関する省令」が掲載されています。

地方バス路線につては、省令の5条3号イの二で算定方法として次のように規定されています。「地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とする」とあります。ここに言う「総務大臣が調査した額」とは表5の基準額になります。

次に、公立病院の特別交付税措置単価へのアクセスですが、これを省令からみいだすことは少し厄介です。省令は道府県関係が12月分を第2条で、3月分を4条で、また市町村分は12月分を第3条で、3月分を5条で算定方法を条文化しています。公立病院の特別交付税措置単価の主なものは3条に関するものです。しかし、算定額は道府県と同じ単価になることから省令の第2条で確認することになります。

### <表10> 特別交付税措置単価へのアクセス

総務省HPトップページ

「総務省の紹介」に続く「政策」へマウスを移しクリックする

「政策」ページに移る

「地方行財政」欄の「地方公営企業」をクリック

「地方公営企業」ページに移る

「地方公営企業」の下に続く「公立病院改革」をクリック

「公立病院改革」ページに移る

「公立病院改革の状況」欄の「公立病院改革等に対する地方財政措置について (資料)」をクリック

「公立病院改革等に対する地方財政措置について」に移る

「公立病院改革等に対する地方財政措置について」の4Pへ

「病院事業に係る主な地方交付税措置」へ移る(了)

条文には財政力指数による補正や公営競技等の収益による減額項目、特別交付税の額が過大に算定されたなどの誤りがあった場合の過大申告報告など様々な調整をするための条件が条文に反映されていることから、省令全般を読み解くことは困難が伴います。ただし、公立病院関係の特別交付税措置単価の表が出来上がっているので、省令による改変があっても変更額をみいだすことは容易にできるし、

「地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)」という資料文献からバックナンバーを追うこともできると思います。

# 3)病院事業に係る特別交付税措置単価へのアクセス

病院事業関係の特別交付税措置単価を「特別交付税に関する省令」から読み解くことはできますが、なかなか難しいということもあります。そこで複雑な省令を読み解く他に、病院事業関係の特別交付税措置単価を簡単に取得する方法はないかと捜したところ総務省HPから見つけることができました。そこには「病院事業に係る主な地方交付税措置」として特別交付税措置単価についての表を見ることができます。なお、総務省のHPからのアクセスの方法は表10でしめしましたので参考にしてください。

## 4) 自治体資料の取得方法

自治体資料は情報公開条例に基づいて行政 文書の公開を請求します。

地方バス路線については「請求する行政文書の名称又は内容」欄に「令和元年度特別交付税(3月算定分)交付額一覧表」「地方バス路線運行維持対策に要した経費に関する調」を記入します。また病院事業関係については「令和元年度特別交付税(12月算定分)交付額一覧表」と記入して自治体に請求します。

また、病院事業関係は普通交付税でも交付の対象となっています。こ

れに関する資料も、情報公開条例に基づいて 行政文書の公開を請求します。請求内容を 「普通交付税、地方特例交付金等及び臨時財 政対策債発行可能額算出資料—保健衛生費 「密度補正1]」とすれば取得できます。

## おわりに

特別交付税のイロハを確認しながら、公立 の病院事業や地方バスに係る地方財政措置に ついてみてきましたが、あらためて歳入の仕 組みを学習し、各事業の財源について焦点を あてるべきであることを痛感しました。

特別交付税には災害対策としての役割も強 いわけですが、災害は毎年起こるものではあ りません。そのため補正予算による財政措置 により災害対策が進められてきました。しか し、これも、地方財政計画の中でどのように 調整されているかは、解明できませんでした。

地域医療や地域交通については、その大切 さが認識されているからこそ、特別交付税で の赤字補てんがあるとも言えます。

しかし、地方バスについていうならば、2 億6千万円の事業を約3千万円の赤字補てんで、 地域住民の交通権を保障しているにもかかわ らず、その財源の仕組みについては住民に周 知されていません。

公立病院事業に関していえば廃止・統合・ 委託といった議論が行われていますが、特別 交付税の算定や普通交付税での基準財政需要 額算定により交付税が算定され、自治体から 病院への繰出金として補てんされていること についても住民に周知されていません。

それだけに、こうした問題を公共性の観点 と財源保障の視点からさらに検討していくこ とが必要です。

特別交付税については、災害対策や地域医 療の確保、地域交通の確保は算定式が示され たルール方式に対して、勘案方式で算定する 特殊財政需要分があることを知りました。こ の特殊財政需要分が市町村分比較で、特別交 付税の半分を占めることにもビックリしまし た。しかし、この特別交付税の決定システム

のほとんどが未公開です。そのためにも総務 省財政課や都道府県市町村課、市町村財政課 の資料の公開と提供を求めます。

また、国・県・市町村のやり取りは、地方 自治のあり方を示すものです。この分野での 公開も求めます。このやり取りと、住民との やり取りが充実してこそ地方自治は発展する ものと考えるからです。

# <参考文献>

- 1) 中村稔彦「市町村に対する特別交付税の手続き・ 配分方法とその運用実態 2021『自治総研』通巻5 07号
- 2) 浅羽隆史「特別交付税算定における災害の位置づ け」2010『白鷗大学法政策研究所年報』第3号
- 3) 金川佳弘「地域医療をまもる自治体病院形成分析」 2008自治体研究社
- 4) 森裕之「市民と議員のための自治体財政」2020自 治体研究社
- 5) 地方交付税制度研究会編「地方交付税制度解説 (補正係数・基準財政収入額篇)」2021一般財団 法人地方財政協会

